

◆廃止方針の都市計画道路における建築制限の先行解除について（令和7年7月1日から）

【本市による都市計画道路の見直し前】

建築許可の主な基準

- ①階数：2以下
②構造：木造・鉄骨造・C B造など容易に撤去できるもの

【本市による都市計画道路の見直し後（令和7年7月～）】

廃止方針の都市計画道路（下図のオレンジ色の破線）における
建築制限を先行解除します

建築許可の主な基準

(※注意)第53条に基づく許可申請は必要です

- ②構造：木造、鉄骨造、ＣＢ造など容易に撤去できるもの

